⑶　周波数割当計画の一部変更案
ア　変更の内容
ＶＳＡＴ地球局が受信する周波数帯域を拡張することに伴い、規定の変更を行うこと。
イ　施行期日
公布の日から施行すること。

6　意見の聴取の手続（対象：利害関係者）

この意見の聴取（日本語で行います。）において意見を述べようとする利害関係者は、意見の聴取を能率的に行うため、様式１に必要な事項を記載して電波監理審議会主任審理官あて（郵便番号100―8926 東京都千代田区霞が関２丁目１番２号総務省内）に平成21年８月13日（木）（必着）までに、書面により提出してください。

また、電子情報処理組織を使用する方法（http://www.soumu.go.jp/menu_06/shinsei/index.html）による場合には、様式１に記載すべき事項を電子計算機から入力して提出してください。

なお、利害関係の内容について、後日、問合せをすることがありますので、あらかじめ了解願います。意見の聴取に出席していただくか否かについては、おって通知します。

7　その他

省令案等の入手及び事案の内容については、５の⑴及び⑵に係る部分は総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課（電話番号03―5253―5902）へ、５の⑶に係る部分は同部電波政策課（電話番号03―5253―5875）へ、６の意見の聴取の手続については、同局総務課（電話番号03―5253―5829）へお問い合わせください。

様式１

第462回電波監理審議会意見の聴取　準備書面

平成　　年　　月　　日

主任審理官
伊丹　俊八　殿

利害関係者
郵便番号、住所、電話番号
氏　　名　　印（又は署名）
代　理　人
郵便番号、住所、電話番号
職　　業
氏　　名　　印（又は署名）

下記のとおり、電波監理審議会の意見の聴取における準備書面を提出します。

記

1　事案の表示

無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案

2　意見の聴取の期日に行う陳述の要旨

注１　利害関係者の氏名については、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、代表者の印を押印（又は署名）してください。

なお、代理人を選任した場合は、利害関係者の印の押印（又は署名）は不要ですが代理人選任届（様式２）が必要です。

２　陳述の要旨は、事案について予想される利害又は述べようとする意見が明確となるように記載してください（本用紙に全部を記載できない場合は、別紙に記載して当該別紙を添付してください。）。また、引用する資料があるときは、その原本、謄本又は抄本を添付してください（添付できない場合は、その理由を記し、当該資料の所在を明示してください。）。

３　口頭による意見の聴取の際、準備書面に記載された事項以外のことについては、原則として陳述することができません。

４　用紙は、Ａ４判とし、日本語により記載してください。

５　電子情報処理組織を使用する方法（http://www.soumu.go.jp/menu_06/shinsei/index.html）による場合には、本様式に記載すべき事項を電子計算機から入力して提出してください。

様式２

第462回電波監理審議会意見の聴取　代理人選任届

平成　　年　　月　　日

主任審理官
伊丹　俊八　殿

利害関係者
郵便番号、住所、電話番号
氏　　名　　印（又は署名）

無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案に関する電波監理審議会の意見の聴取において、下記の者を代理人として選任しましたので、届けます。

記

代　理　人
氏　　名
郵便番号、住所、電話番号
職　　業

注１　代理人が２名以上あるときは、列記してください。

２　用紙は、Ａ４判とし、日本語により記載してください。

３　電子情報処理組織を使用する方法（http://www.soumu.go.jp/menu_06/shinsei/index.html）による場合には、本様式に記載すべき事項を電子計算機から入力して提出してください。

第463回電波監理審議会の意見の聴取について

電波法（昭和25年法律第131号）第99条の12第１項の規定により意見の聴取を行うこととなったので、同条第３項の規定に基づき公告します。

平成21年７月30日　　電波監理審議会　主任審理官　伊丹　俊八

1　事案の表示

無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）の各一部を改正する省令案

2　期日　平成21年８月21日（金）午後４時から

3　場所　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省（中央合同庁舎２号館）会議室

4　主宰する審理官　主任審理官　伊丹　俊八

5　事案の要旨

⑴　無線設備規則の一部を改正する省令案
ア　改正の内容
一　広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備の技術基準を定めること。（第49条の28及び第49条の29関係）
二　その他規定の整備を行うこと。
イ　施行期日
公布の日から施行すること。

⑵　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案
ア　改正の内容
広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備の技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。（第２条関係）
イ　施行期日
公布の日から施行すること。